

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金規則

平成 26 年 6 月 16 日
規則 第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 3 条第 4 項の規定により草加市が施行する草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付について、草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程(昭和 46 年条例第 34 号。以下「施行規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(清算金の決定)

第 2 条 施行者は、法第 103 条第 2 項に規定する換地処分のあったときは、法第 87 条第 1 項第 3 号に規定する各筆各権利別清算金明細に基づき、宅地の所有権又は宅地に存する所有権以外の権利(以下これらを総称して「権利」という。)を有する者(以下「権利者」という。)ごとに各権利に対する清算金の集計又は相殺を行い、徴収又は交付する清算金を決定するものとする。

2 共有に係る権利があるときは、共有者のそれぞれの持分に応じて清算金を分割し、前項の規定により集計又は相殺を行い、徴収又は交付する清算金を決定するものとする。

3 前項の規定は、数人の相続承継人の有する権利があるときに準用する。

(相殺)

第 3 条 清算金を交付する場合において、その交付を受ける者から徴収する清算金があるときは、その者から徴収する清算金とその者に交付する清算金とを相殺する。

2 清算金の相殺を行う期日は、法第 103 条第 4 項の換地処分の公告の日の翌日とする。

(徴収又は交付の相手方)

第 4 条 清算金の徴収又は交付の相手方は、換地処分の公告の日の権利者とする。

(清算金決定の通知)

第 5 条 施行者は、第 2 条及び第 3 条の規定により徴収又は交付する清算金を決定したときは、清算金決定通知書(第 1 号様式)により清算金を徴収する者又は交付を受ける者に通知するものとする。

(分割納付)

第6条 施行規程第28条第1項の規定により、清算金を分割納付しようとする者は、清算金決定通知書を受けた日から30日以内に清算金分割納付申請書(第2号様式)により施行者に申請しなければならない。

2 施行者は、前項の申請を承認したときは、当該申請者に清算金分割納付承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(分割納付の延長)

第7条 施行規程第28条第1項ただし書の規定により、清算金の分割納付の延長をしようとする者は、清算金分割納付延長申請書(第4号様式)により施行者に申請しなければならない。

2 施行者は、前項の申請を承認したときは、当該申請者に清算金分割納付延長承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(納付通知)

第8条 施行者は、清算金を徴収しようとするときは、納付期日の30日前までに清算金納付通知書(第6号様式)により清算金を納付する者に通知するものとする。

(繰上納付)

第9条 施行規程第28条第6項の規定により、分割納付に係る清算金を繰り上げて納付しようとする者は、清算金繰上納付届出書(第7号様式)により施行者に届け出なければならない。

2 繰上納付金に対する利子は、前回の納付金の納付期日の翌日から繰上納付する日までの日割計算とする。

(滞納による繰上徴収)

第10条 施行者は、施行規程第28条第8項の規定により、清算金を繰り上げて徴収しようとするときは、清算金の分割納付を取り消し、当該滞納者に繰上納期等を清算金繰上徴収通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 繰上徴収金に対する利子は、前回の納付金の納付期日の翌日から繰上徴収する日までの日割計算とする。

(督促及び滞納処分)

第11条 施行者は、清算金を納付期日までに納付しない者に対し、納付期日の翌日から20日以内に督促状(第9号様式)を発送するものとする。

2 施行者は、前項の督促を受けた者が督促状に指定する期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、清算金及び施行規程第29条

に規定する延滞金を徴収するものとする。ただし、滞納者に特別の事情があるときは、延滞金を減免することができる。

3 前項に規定する督促状に指定する期日は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。

4 第2項ただし書の規定により延滞金の減免を受けようとする滞納者は、延滞金減免申請書(第10号様式)により施行者に申請しなければならない。

(清算金債務の引受)

第12条 徴収する清算金に係る清算金債務引受の申出は、当初の納付義務者及び引受人が連署押印した重疊的債務引受申出書(第11号様式)によるものとする。

2 施行者は、前項の規定による申出を承諾した時は、重疊的債務引受承諾書(第12号様式)を申出者に通知するものとする。

(清算金債務の相続)

第13条 施行者は、徴収する清算金に係る債務の納付義務者について相続があった場合は、相続承継人に対し清算金債務承継届(第13号様式)の提出を求めるものとする。

2 施行者は、前項の規定による届出の提出があったときは、清算金債務承継通知書(第14号様式。以下「承継通知書」という。)を当該相続承継人に通知するものとする。

3 施行者は、相続承継人から第1項の規定による届出の提出がないときは、相続承継人及びその者の相続承継分を調査し、相続承継分が判明した場合は、これに基づき承継通知書を送付し、相続承継分が不明の場合は、法定相続分により承継通知書を送付する。

(交付通知)

第14条 施行者は、清算金を交付しようとするときは、交付期日の30日前までに清算金交付通知書(第15号様式)により交付を受ける者に通知するものとする。

(請求書等)

第15条 清算金の交付通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して10日以内に清算金交付請求書(第16号様式)を施行者に提出しなければならない。

2 清算金の交付は、口座振替払により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(分割交付)

第16条 施行者は、施行規程第28条第1項の規定により、清算金を分割交付しよ

うとするときは、第14条の通知とともに清算金分割交付通知書（第17号様式）により当該交付を受ける者に通知するものとする。

（繰上交付）

第17条 施行者は、施行規程第28条第7項の規定により、清算金の全部又は一部を繰り上げて交付しようとするときは、清算金分割交付変更通知書（第18号様式）により当該交付を受ける者に通知するものとする。

2 繰上交付金に対する利子は、前回の交付金の交付期日の翌日から繰上交付する日までの日割計算とする。

（清算金債権の譲渡）

第18条 交付する清算金に係る債権の譲渡があったときは、譲渡人は、譲渡人及び譲受人が署名押印した確定日付のある証書の写し及び清算金債権譲渡通知書（第19号様式）を施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による通知書の提出があったときは、当該譲受人に清算金を交付するものとする。

（清算金債権の相続）

第19条 施行者は、交付する清算金に係る債権について相続があったときは、相続承継人に対し、相続を証する書類を添付し、相続承継人全員が署名押印した清算金債権相続届（第20号様式）の提出を求めるものとする。

2 施行者は、前項の規定による届出の提出があったときは、清算金を当該相続承継人に交付するものとする。

3 施行者は、相続承継人から第1項の規定による届出の提出がないとき、又は相続承継人全員の署名押印が得られないときは、清算金を供託するものとする。

（清算金の供託）

第20条 施行者は、清算金が法第112条第1項の規定により供託すべきものである場合は、法第112条該当調書（第21号様式及び第22号様式）を作成し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者（以下「担保権者等」という。）に通知するものとする。

2 法第112条第1項ただし書の規定により、清算金を供託しなくてもよい旨の申出をしようとする担保権者等は、施行者の定めた期日までに清算金供託不要申出書（第23号様式）を施行者に提出しなければならない。

3 施行者は、前項の規定による申出を承認した場合は、該当権利者の清算金を交付する。ただし、複数の担保権者等がいるときは、その全ての者から申出書が提出さ

れていなければならない。

4 施行者は、第2項の規定による申出書の提出がない場合は、該当権利者に係る清算金を供託する。

5 施行者は、前項の規定により清算金を供託したときは、清算金供託済通知書（第24号様式）により土地所有者及び抵当権者等に通知するものとする。

（その他の供託要件）

第21条 施行者は、第14条の規定により清算金交付の通知をした場合において、清算金の交付を受けるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、清算金を供託するものとする。

- (1) 清算金の受領を拒まれたとき。
- (2) 清算金の交付を受ける者の住所が不明のとき。
- (3) 清算金の交付を受ける者が確認できないとき。

2 前条第5項の規定は、清算金の交付を受けるべき者が前項各号のいずれかに該当するときについて準用する。

（備付帳簿等）

第22条 施行者は、清算金の徴収及び交付に係る事務を処理するため、次の各号に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 清算金台帳（第25号様式）
- (2) 清算金徴収簿（第26号様式）
- (3) 清算金交付簿（第27号様式）

（住所等変更の届出）

第23条 清算金を分割して納付又は交付する場合において、納付又は交付完了前に住所若しくは氏名（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更し、又は相続した権利者は、速やかに住所等変更届出書（第28号様式）により施行者に届け出なければならない。

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、施行者が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 6月16日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

清算金決定通知書

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業施行区域内のあなたの所有地・借地の清算金について、土地区画整理法第111条の規定により相殺した後の徴収又は交付する金額を次のとおり決定したので通知します。

徴収清算金	円
交付清算金	円
交付清算金のうち供託すべき金額	円

注意

- 1 供託すべき金額については、原則として供託することになりますが、債権者からの供託不要の申出がなされた場合は、この限りではありません。
- 2 徴収する清算金が3万円以上のときは、申出により分割納付ができますので、分割納付を希望する場合は、この通知を受けた日から30日以内に別紙「清算金分割納付申請書」を提出してください。なお、上記の期間内に申請書が提出されない場合は、一括徴収することになります。
- 3 徴収又は交付の時期、方法については別に通知します。

第2号様式（第6条関係）

清算金分割納付申請書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長

あて

住所
申請者 氏名 印
電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で決定された草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の清算金の納付については、定められた分割納付期限（回数）によって納付したいので、分割納付を申請します。

清算金額 _____ 円
分割納期 _____ 年 _____ 月
分割回数 _____ 回

清算金の分割納付の基準については、次のとおり定められています。

清算金額	分割納期（1回目以降）	分割回数
3万円以上 6万円未満	6か月以内	2回
6万円以上 12万円未満	1年以内	3回以内
12万円以上 18万円未満	1年6か月以内	4回以内
18万円以上 24万円未満	2年以内	5回以内
24万円以上 30万円未満	2年6か月以内	6回以内
30万円以上 36万円未満	3年以内	7回以内
36万円以上 42万円未満	3年6か月以内	8回以内
42万円以上 48万円未満	4年以内	9回以内
48万円以上 54万円未満	4年6か月以内	10回以内
54万円以上	5年以内	11回以内

注意

- 1 分割納付の場合は、第1回の納付期日の翌日から年 %の利子が付きます。
- 2 第1回以降の納付期日は、前回の納付期日からそれぞれ6か月です。

第3号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

清算金分割納付承認通知書

年 月 日付けで申請のあった草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金の分割納付について、次のとおり承認します。

なお、後日送付する納付通知書にて納付してください。

回数	納付期日	元金	利子	合計
1	年 月 日	円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
合計				

注意

- 1 納付通知書は、納付期日30日前までに通知します。
- 2 施行者に届け出ることにより、繰上納付することもできます。
- 3 滞納されると分割納付を取り消され、一度に納めていただく場合もあります。
- 4 住所又は氏名（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更した方は、必ず施行者に届け出てください。

第4号様式(第7条関係)

清算金分割納付延長申請書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長

あて

住所
申請者 氏名
電話・FAX番号

印

年 月 日付け 第 号で決定された草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金について、次のとおり分割納付の延長を申請します。

清算金額		円
分割納期	年	月
分割回数		回

延長申請理由

分割納期及び回数については、清算金の金額に応じて延長又は増加をすることができます。

第5号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

清算金分割納付延長承認通知書

年 月 日付けで申請のあった草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金の分割納付の延長について、次のとおり承認します。

なお、後日送付する納付通知書にて納付してください。

回数	納付期日	元金	利子	合計
	年 月 日	円	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
合計				

注意

- 1 納付通知書は、納付期日30日前までに通知します。
- 2 施行者に届け出ることにより、繰上納付することもできます。
- 3 滞納されると分割納付を取り消され、一度に納めていただく場合もあります。
- 4 住所又は氏名（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更した方は、必ず施行者に届け出てください。

第6号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

清算金納付通知書

あなたの草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金を、次のとおり徴収しますので、納付期日までに納めてください。

- 1 納付金額 円
(ただし、分割納付の場合は第 回目)

- 2 納付期日 年 月 日

- 3 納付方法 同封の納入通知書に上記の納付金額を添えて、納入通知書記載の納入場所に納めてください。

問合せ先 草加市役所
〒 草加市
電話

第7号様式（第9条関係）

清算金繰上納付届出書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長

あて

住所

届出者 氏名

印

電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で承認された草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金の分割納付について、次のとおり繰り上げて納付しますので届け出ます。

清算金未納額（元金） _____ 円

繰上納付額（元金） _____ 円

（第 回から第 回分まで）

納付日 年 月 日

繰上納付後の未納付清算金については、期限を繰り上げて納付していただくこととなります。

第8号様式（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

清算金繰上徴収通知書

年 月 日付け 第 号で分割納付を承認した草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金は、第 回分から納付期日内に納付されていないので分割納付を取り消し、次のとおり納付期日を変更しましたので通知します。

	元金	利子	合計
繰上納付額	円	円	円

回数	納付期日	繰上納付後の分割納付額		
		元金	利子	合計
1	年 月 日	円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

第9号様式（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

督促状		
第 号	年 月 日	換地処分に基づく清算金
納付期日	年 月 日	
督促額		円
内 訳	清算金元金	円
	利子	円

指定期限 年 月 日

上記金額を草加市収納代理金融機関等へ納めてください。

注意

- 1 指定期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されるほかに国税滞納処分の例により財産の差押えを受ける場合もあります。なお、延滞金は督促額（100円未満切捨て）に年10.75%の割合を乗じて計算した金額です。
- 2 本状送達前に納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。
- 3 この処分について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として（訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第10号様式(第11条関係)

延滞金減免申請書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長 あて

住所

申請者 氏名 印

電話・FAX番号

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金第 回分を 年 月 日納付しますが、次の理由により延滞金の減免を申請します。

納付通知督促状指定期日	清算金額	延滞金	備考
年 月 日	円	円	

減免申請理由

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長

あて

甲 住 所

債務者

印

乙 住 所

債務引受人

印

重疊的債務引受申出書

この度、甲と乙とは、次のとおり重疊的債務の引受契約を締結しました。
つきましては、このことについて、債権者の承諾をいただきたく申し出ます。

- 1 草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が債権者草加市に対して負担する清算金債務（金 円）を乙は重疊的に引受け、甲と連帯してその債務の履行を約する。
- 2 土地区画整理法及び同法施行令並びに草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程に定められた清算金債務についての各条項は、乙に対しても準用する。

注意

- 1 提出の際、この申出書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（法人にあっては、併せて資格証明書）で 3 か月以内に発行されたものを添付してください。
- 2 印鑑は、実印を押印してください。

第12号様式(第12条関係)

文 書 番 号
年 月 日

甲 住 所

債務者 様

乙 住 所

債務引受人 様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 

重畳的債務引受承諾書

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が債権者草加市
に対して負担すべき清算金債務(金 円)を乙が重畳的に引受け、
甲・乙連帯してその責務を履行することを約した 年 月 日付の申出につい
て、これを承諾する。

第13号様式(第13条関係)

年 月 日

清算金債務承継届

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長

あて

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分により確定した亡
名義の徴収清算金(金 円)については、次のとおり承継したので届け
出ます。

住所	氏名	印	続柄	相続承継額
				円

注意

- 1 相続承継人全員が確認できるもの(戸籍謄本、改製原戸籍謄本又は除籍謄本)、住民票の写し及び印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの)を添付してください。
- 2 印鑑は、実印を押印してください。

第14号様式(第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

清算金債務承継通知書

住 所
氏 名 様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の施行に伴い、1の徴収清算金を承継届による金額
被相続人 の相続承継人である 他 人より、相続承継分
法定相続分
に基づき徴収することになりました。

つきましては、あなたの清算金債務承継額は、2のとおりとなりましたので通知します。

1 相続承継される清算金額

清算元金 円
利 子 円
合 計 円

2 あなたの清算金債務承継額

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
清算元金	円	円	円	円	円	円
利子	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

回数	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	計
清算元金	円	円	円	円	円	円
利子	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

第15号様式(第14条関係)

文書番号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 印

清算金交付通知書

あなたの草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金を次のとおり交付しますので、別紙清算金交付請求書に必要事項を記入の上、請求してください。

- 1 交付金額 _____ 円
- 2 請求書提出期限 _____ 年 月 日
- 3 請求書提出先 草加市役所
〒 _____ 草加市
電話 _____

注意

- 1 交付清算金の支払いは、原則として口座振替払となっていますので、別添の清算金交付請求書を提出してください。ただし、口座名義はあなたの名義に限ります。
- 2 請求書は、直接持参、郵送等で提出してください。

第16号様式(第15条関係)

清算金交付請求書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長 あて

住所

請求者 氏名

印

電話・FAX番号

年 月 日付け清算金交付通知書による草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金を次のとおり請求します。

金額 _____ 円

下記の金融機関口座に振り替えてください。		
金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
口座の種類	普通・当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

第17号様式(第16条関係)

文書番号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 

清算金分割交付通知書

あなたの草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金については、次のとおり利子を付して分割交付することになりましたので通知します。

回数	交付期日	清算元金	利子	合計
1	年 月 日	円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				

注意 各交付期日の前に通知書及び請求書を送付します。

第18号様式(第17条関係)

文書番号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長 

清算金分割交付変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金の分割交付を次のとおり変更しましたので通知します。

回数	交付期日	清算元金	利子	合計
1	年 月 日	円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
合計				

注意 各交付期日の前に通知書及び請求書を送付します。

第19号様式(第18条関係)

年 月 日

清算金債権譲渡通知書

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長

あて

譲渡人 住 所

氏 名

印

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分に伴い、草加市に対して有する交付される清算金債権(金 円)を、次の者に譲渡しましたので、民法第467条第1項の規定に基づき通知します。

譲受人 住 所

氏 名

印

- 1 印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの)を添付してください。
- 2 印鑑は、実印を押印してください。

第20号様式(第19条関係)

年 月 日

清算金債権相続届

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長 あて

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分により確定した亡
名義の交付清算金(金 円)については、次のとおり相続したので届け
ます。

記

住所	氏名	印	続柄	相続承継額 円

注意

- 1 相続承継人全員が確認できるもの(戸籍謄本、改製原戸籍謄本又は除籍謄本)、住民票の写し及び印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの)を添付してください。
- 2 印鑑は、実印を押印してください。

第21号様式（第20条関係）

法第112条該当調書（権利者別）

番号	権利者の住所・氏名	権利の種類	従前の土地				債権者の住所・氏名	担保権の種類	債権額	登記年月日	供託不要申出の有無	備考
			町名	地番	地目	地積(m ²)						

[記載事項]

- 1 この帳票は、各筆各権利別清算金明細書等の「供託すべき金額」欄に記載された権利について記載すること。
- 2 換地処分 of 広告に日後に抵当権等が消滅した場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。
- 3 抵当権者等が2人以上の場合は、全員を記載すること。
- 4 「登記年月日」欄には、抵当権等設定登記の年月日を記載すること。
- 5 「備考」欄には、交付金供託不要申出書（第23号様式）の送付年月日、回収年月日を記載すること。

第22号様式（第20条関係）

法第112条該当調書（担保権者別）

担保権者の住所・氏名	担保権の種類	権利者の番号	権利者の住所・氏名	従前の土地				備考
				町名	地番	地目	地積 (㎡)	

[記載事項]

- 1 この帳票は、各筆各権利別清算金明細書等の「供託すべき金額」欄に記載された権利について明記すること。
- 2 担保権者の氏名の五十音順に記載すること。

第 2 3 号様式 (第 2 0 条関係)

交付金供託不要申出書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業
施行者 草加市
代表者 草加市長

あて

住 所
担保権者
電話・F A X 番号

印

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の施行により、交付を受ける次の土地の清算金は、これを供託しないで次の権利者に交付されるよう申し出ます。

権利者住所・氏名	権利の種類	従前の土地		換地		備考
		町名	地番	町名	地番	

注意

- 1 申出書の提出期限は、年 月 日ですので、遅れないように提出してください。なお、期限までに申し出がないときは、土地区画整理法第 1 1 2 条の規定により供託します。
- 2 提出の際、この申出書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（法人にあっては、併せて資格証明書）で 3 か月以内に発行されたものを添付してください。
- 3 印鑑は、実印を押印してください。
- 4 供託を要する筆及び権利者については、該当欄を抹消してください。

第24号様式(第20条関係)

文書番号
年 月 日

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長



清算金供託済通知書

従前の土地、草加市 町 番 (換地処分後の土地、草加市 町 番) に係る清算金として 円を交付することに確定しましたが、次の理由により交付金を供託しましたので、供託書の写しを添えて通知します。

理由

第 2 8 号様式 (第 2 3 条関係)

住所等変更届出書

年 月 日

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業

施行者 草加市

代表者 草加市長

あて

住所

届出者 氏名

印

電話・F A X 番号

次のとおり住所等を変更しましたので届け出ます。

	住所又は所在地	フリガナ 氏名又は名称	電話番号
変更前	〒		
変更後	〒		

変更の原因... _____ のため

変更年月日... _____ 年 月 日

備考...